

世田谷区立学校学校主事業務委託業者募集要領

世田谷区立小学校および中学校における学校主事業務委託の実施にあたり、下記のとおり、事業者を募集する。

記

1. 応募資格

次のすべての要件を満たす法人であること。

- (1) 東京都内に本社または支店等を設置している法人であること。
- (2) 世田谷区の競争入札参加資格を有すること。
- (3) 次の事項に該当しないこと。
 - ①地方自治法施行令第167条の4第1項に該当する者
 - ②同条第2項の規定により、世田谷区における一般競争入札等の参加を制限されている者
 - ③世田谷区から現に指名停止を受けている者
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項に基づく更生手続き開始申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項に基づく民事再生手続き開始申立てがなされていないこと。
- (5) 世田谷区契約における暴力団等排除措置要綱（平成24年2月28日 23世経理第709号）に定める除外措置要件に該当していないこと。
- (6) 地方自治体において、令和5年度から令和7年度の3年間に、学校用務業務を2年以上受託していること。
- (7) 都道府県民税・市町村民税に滞納がないこと。
- (8) 世田谷区立学校学校主事業務委託業者選定委員会委員が主宰、役員、顧問及び所属をしている団体でないこと。

2. 募集区分

世田谷区立学校学校主事業務委託（長期継続契約）

下記4（1）に記載した世田谷区立小学校4校・中学校12校（うち新規委託校は小学校3校・中学校1校）について、学校主事業務を委託する法人を募集する。ただし、募集時点で学校ごとの選定を行わず、選定委員会により上位5社を選定後、評価の高い事業者から順に、世田谷区と受託者が協議の上、委託校を決定する。委託校数については、評価1位の事業者は上限を8校、下限を6校とし、2位以下の事業者は下表のとおりとする。ただし、上位5位以内の事業者において、区の定める基準点を下回る場合は、選定しないこととする。

1位の受託校数	8の場合	7の場合	6の場合
2位の受託校数	4	4	4
3位の受託校数	2	3	3
4位の受託校数	1	1	2
5位の受託校数	1	1	1

なお、1位で選定された事業者は、最低6校受託となることに留意すること。

また、1位の事業者は新規委託校1校以上を受託すること。2位から4位の事業者は、新規委託校が残っている場合には1校以上を受託すること。

3. 契約概要

- (1) 履行期間は、令和8年4月1日から令和11年3月31日までとする。ただし、契約日は令和8年3月からとし、令和8年3月1日から31日までは履行の準備期間（事前研修等）とする。なお、履行の準備期間については、契約金の支払いは生じないものとする。
- (2) 契約については、令和8年度の予算配当を条件とする。
- (3) 区は、契約期間中であっても、本契約を締結した翌年度以降において、本契約に係る歳出予算の減額又は削減があった場合は、契約を変更又は解除することができる。
- (4) 区は、受託者に対して履行状況の改善を指示したにもかかわらず、受託者が正当な理由なく改善の指示に従わない場合は、2ヶ月前までに予告の上、契約を変更又は解除することができる。
- (5) 区は、選定した事業者について契約締結が不相当と認められる事由が生じたときは、当該事業者と契約しない場合がある。この場合、区は、原則として、当該事業者の次点以下の事業者の順位を繰り上げて契約交渉するものとする。

4. 業務概要

(1) 履行場所

- ①世田谷区立太子堂小学校
- ②世田谷区立京西小学校
- ③世田谷区立奥沢小学校
- ④世田谷区立中町小学校
- ⑤世田谷区立桜丘中学校
- ⑥世田谷区立松沢中学校
- ⑦世田谷区立桜木中学校
- ⑧世田谷区立富士中学校
- ⑨世田谷区立奥沢中学校
- ⑩世田谷区立八幡中学校
- ⑪世田谷区立深沢中学校
- ⑫世田谷区立尾山台中学校
- ⑬世田谷区立千歳中学校
- ⑭世田谷区立上祖師谷中学校
- ⑮世田谷区立船橋希望中学校
- ⑯世田谷区立北沢学園中学校（学びの多様化学校）

(2) 業務内容

世田谷区立学校学校主事務は、学校用務業務を中心とする次に掲げる業務とし、具体的な内容は、別紙1「業務内容詳細」のとおりとする。

- ①環境整備業務
- ②管理修繕保守業務
- ③校務・庶務的業務
- ④施設管理業務
- ⑤学校安全・災害対策業務
- ⑥児童の安全・擁護に関する業務（小学校のみ）

※正式な委託仕様書については契約締結時に区と受託者の間で協議のうえ、決定する。

5. 応募方法等

(1) プロポーザル実施公告について

①公告期間

令和7年10月8日（水）～10月20日（月）

②公告場所

世田谷区ホームページ（[区政情報](#)→[契約・入札情報](#)→[発注情報](#)→[現在実施中のプロポーザル情報](#)）及び財務部経理課

(2) 募集要領の配布

①配布期間

令和7年10月8日（水）～10月20日（月）

②配布場所

担当部課（下記10参照）窓口で配布（窓口配布については土・日曜日、祝日を除く午前9時～午後5時）または世田谷区ホームページ

世田谷区ホームページ（[区政情報](#)→[契約・入札情報](#)→[発注情報](#)→[現在実施中のプロポーザル情報](#)）からダウンロード

(3) 参加表明書の提出について

①提出書類

(ア) 参加表明書（様式指定）

(イ) 地方自治体において、令和5年度から令和7年度の3年間に、学校用務業務を2年以上受託していることが分かる契約書の写し等の書類（様式任意）

(ウ) 法人住民税に滞納がないことを証明する書類（納税証明書）

②提出期間

令和7年10月8日（水）～10月20日（月）

③受付時間

土・日曜日、祝日を除く、午前9時～午後5時

④提出場所

担当部課（下記10参照）窓口で書類持参または郵送（書留郵便のみ）

(4) 招請通知の送付について

①招請通知日

令和7年10月21日（火）

②提案書の提出者を選定する基準

本件では提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみを行うものとする。

(5) 提案書類等の提出について

①提出書類（A4判で統一のこと）

(ア) 提案書表紙（様式指定）・・・1部（電子データも提出すること）

(イ) 提案書（雛形参照）・・・17部（電子データも提出すること）

・様式については、A4判縦の横書きで統一し、両面刷りで30頁以内とする。

・提案書に盛り込む内容は、下記「7. 選定基準」の「評価項目」に即して記載する。ただし、業務実績においては（エ）で提出するため提案書からは除く。

・法人名または明らかに法人名がわかる記述をしてはならない。また、推測される記述がある場合、事務局で記載を削除する場合がある

(ウ) 見積書（様式任意）・・・1部（電子データも提出すること）

- ・消費税を含んだ履行期間中（令和8年4月1日～令和11年3月31日まで）の総価（16校、3年間の総額）と、年度ごとの内訳がわかるものを提出すること。
- ※見積書の内訳として、学校別の経費等の内容・内訳が分かるものを添付すること。
- ※消費税率については10%で積算し、本体価格と別に表記すること。
- ※契約期間中、履行の準備期間（令和8年3月）については、契約金の支払いは生じないものとする。

(エ) 事業者に関する書類 …… 1部

- ・法人概要
- ・定款、規則その他これらに類する書類
- ・令和4～6年度の貸借対照表、損益計算書及びキャッシュフロー計算書
- ・直近5年間の同種業務の受託・履行実績（雛形参照）（電子データも提出すること）
- ※小学校・中学校の用務業務受託・履行実績について、学校ごとの受託年数、業務内容を全て記載すること。

②見積金額の上限

見積金額の上限は、以下のとおり学校ごとに定める。（金額は令和8年4月1日～令和11年3月31日までの総価）

(ア) 太子堂小学校	96,482千円（税込み）
(イ) 京西小学校	96,482千円（税込み）
(ウ) 奥沢小学校	93,707千円（税込み）
(エ) 中町小学校	96,482千円（税込み）
(オ) 桜丘中学校	65,206千円（税込み）
(カ) 松沢中学校	65,206千円（税込み）
(キ) 桜木中学校	65,206千円（税込み）
(ク) 富士中学校	65,206千円（税込み）
(ケ) 奥沢中学校	65,206千円（税込み）
(コ) 八幡中学校	65,206千円（税込み）
(サ) 深沢中学校	65,206千円（税込み）
(シ) 尾山台中学校	65,206千円（税込み）
(ス) 千歳中学校	65,206千円（税込み）
(セ) 上祖師谷中学校	65,206千円（税込み）
(ソ) 船橋希望中学校	65,206千円（税込み）
(タ) 北沢学園中学校（学びの多様化学校）	64,899千円（税込み）

※消費税率については10%で積算している。

※予算の関係で1校あたりの予算を是正する可能性がある。

※選定後の手続きにおける契約は、提案金額を超えることはできない。ただし、選定時に予見しえなかった事情により合理的な理由がある場合には、この限りではない。

③提出期間

招請通知受領日～令和7年11月14日（金）

④受付時間

土・日曜日、祝日を除く、午前9時～午後5時

⑤提出先

担当部課（下記10参照）窓口書類持参または郵送（書留郵便のみ）

電子データは担当部課のメールアドレスあて提出（メールアドレスは招請通知にて記載する）

⑥提出書類の修正等について

提出期間後において、提出書類の修正はできない。

また、提出書類に虚偽の記載があった場合は失格とする。

（６）質問について

①質問方法

質問票に質問事項を記入の上、担当部課（下記１０参照）のメールアドレス（メールアドレスは招請通知にて記載する）またはファクス番号へ送付のこと。（窓口、電話等での個別の質問は不可）

②質問受付期間

招請通知受領日～令和７年１０月２８日（火） 午後５時まで

③回答方法

質問に対する回答は、質問締切り後、令和７年１０月３１日（金）までに招請通知を送付した全事業者に対し一斉にメールで送付する。

（７）著作権の帰属

提出書類の著作権は応募者に帰属する。ただし、世田谷区教育委員会が業者選定作業上必要な場合は無償で利用できるものとする。提出書類は理由の如何に関わらず返却しない。

（８）失格

次のいずれかに該当するときは、失格とする。

①参加表明書又は提案書（以下「提案書等」）が定められた提出方法、提出先、提出期限に適合しないとき

②提案書等が指定する様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないとき

③提案書等に記載すべき事項の全部又は一部が記載されておらず、かつ審査上支障があると認められるとき

④提案書等に記載すべき事項以外の内容が記載され、かつ審査上支障があると認められるとき

⑤提案書等に虚偽の内容が記載されているとき

⑥審査結果に影響を与えるような工作をしたとき

⑦参加資格を満たさなくなったとき

⑧その他、本募集要領に違反すると認められるとき

（９）その他

①区は、提出された参加表明書及び提案書を、審査以外の目的で提出者に無断で使用しないものとする。

②区は、提出された書類を、審査に必要な範囲で複製することができるものとする。

６． 委託業者の候補の選定

（１）選定委員会

委託先の候補者を選定するため、「世田谷区立学校学校主事業務委託業者選定委員会設置要綱」により選定委員会を設置し、審査する。

○選定委員会の構成員

選定委員長	学校教育部長	秋山 武徳
選定委員	教育総務課長	山本 久美子
	教育環境課長	高野 明
	学務課長	近藤 成治
	太子堂小学校長	廣瀬 維謙

京西小学校長	大島 出
中町小学校長	菅原 展生
松沢中学校長	大塚 洋一
学校職員課長	本田 博昭

(2) 選定方法

以下の二段階方式で提案書の審査を行い、下記7の「選定基準」に基づき選定委員が提案書等を総合的に評価し、選定する。

○一次審査（書類審査）

令和7年12月11日（木）

応募者多数の場合は、6～7事業者程度選定する。

○二次審査（プレゼンテーション）

日時：令和7年12月17日（水） 12時45分～16時25分（予定）

会場：世田谷区役所

※一次審査通過事業者に対して実施する。開始時刻、会場等については別途通知する。

※プレゼンテーション（提案説明及び質疑応答）は1社あたり25分程度とする。

※提案書に基づくプレゼンテーションとする。プロジェクター等の機器使用は不可とする。

(3) 選定結果

○一次審査

令和7年12月11日（木）中にメールにて回答する。

○二次審査

令和7年12月19日（金）に郵送により発送する。

7. 選定基準

評価項目	評価の内容
学校主業務に対する基本的な考え方	本業務実施に対する基本的な考え方が適切であること、など
業務実施体制	業務の管理体制・執行体制、研修体制や内容が適切であること、など
作業員についての基本的な考え方	現場作業員が学校現場において働く上で相応しい人物像であるという点や人材確保及び人選方法に対する考え方、作業員配置に対する考え方が適切であること、など
学校主業務の安全対策や苦情対応、災害対策及び非常時対応等	学校主業務を実施する上での安全対策や苦情があった場合の対応策が適切であること、地震や火災等の災害発生時及び不審者侵入等の非常時における対応についての考え方が適切であること、など
個人情報管理	個人情報管理についての考え方や具体的対策について、など
事業者からの提言・提案	学校主業務における独創的な発想や取り組み、教職員の負担軽減や社会に貢献するなど有益な提案であること、など
業務実績	同種業務の請負実績が多くあること、など
見積金額の妥当性	見積金額が妥当であること、など
経営状況	経営状況が良好であること、など
プレゼンテーション	説明内容の明確性、的確性、実現の可能性、など

※各項目において評価が著しく低い場合は、合計点に関わらず選定対象外とする。

8. 事業スケジュール（予定）

令和7年10月 8日 手続き開始公告、募集要領配布開始、参加表明書受付開始

令和7年10月20日 公告及び募集要領配布終了、参加表明書受付締切り

令和7年10月21日 招請通知発送、質問受付開始、

	提案書・見積書・会社概要受付開始
令和7年10月28日	質問受付終了
令和7年10月31日	質問回答
令和7年11月14日	提案書・見積書・会社概要提出締切り
令和7年12月17日	プレゼンテーション審査実施予定（午後）
令和7年12月下旬～	選定結果通知、委託校に関する協議
令和8年 1月上旬	
令和8年 1月中旬～	委託契約締結（契約期間の開始）
3月	履行準備（受託業者による事前研修等）
令和8年 4月1日～	履行開始

9. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約保証金 免除
- (3) 契約書作成の要否 要
- (4) 当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無
- (5) 区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由（審査経過等）を公表することができる。
- (6) 本件に関して区から入手した資料や情報等（委託対象校に関する情報等を含む）は、区の許可なく公表又は転載、引用等を行ってはならない。
- (7) 企画提案に係る費用は、参加者の負担とする。
- (8) プロポーザル実施過程において、直接委託対象校へ連絡をしたり、委託対象校を訪問（校内に立ち入るなど）したり、職員や保護者等に話を聞くなどしてはならない。
- (9) プロポーザルに関連する情報を入手するための照会窓口は下記10に同じ。
- (10) 本プロポーザルは事業者の選定のみを目的としており、提案内容に区は拘束されない。
- (11) 区との契約では単年度で予定価格2,000万円以上の業務委託契約は、世田谷区公契約条例の定める労働報酬下限額の対象となる。詳細は別紙を確認すること。

10. 担当部課

〒154-8504 東京都世田谷区世田谷4丁目21番27号
 世田谷区学校教育部学校職員課職員係
 （世田谷区役所東棟6階602番窓口）
 電話 03-5432-2672 ファクシミリ 03-5432-3025